

平成30年度

農業委員会審査件数

農地法に関わる手続きなど

田原市農業委員会が平成30年度に農地の売買・貸借・転用などの申請を審査した件数は、次の通りです。

●農地の売買、贈与、貸し借りをする場合の手続き

農地法第3条関係

種別	件数	面積
計	138	29万8870㎡
売買	82	11万995㎡
交換	5	9313㎡
贈与	16	6万7026㎡
賃貸借	24	5万6077㎡
使用貸借	11	5万5458㎡

農業経営基盤強化促進法関連

(農地の売買・貸借のうち、農業者の経営規模の拡大、農地の効率の利用など、特定の条件に当てはまる場合に利用できる制度)

種別	件数	面積
計	605	119万1700㎡
売買	92	14万5174㎡
貸借	513	104万6525㎡

●農地を農地以外に利用するための手続き(農地転用)

●農地法第4条関係

自己所有の農地を転用する場合

種別	件数	面積
計	18	4800㎡
許可	5	1618㎡
届出	13	3182㎡

※表中の「許可」は市街化調整区域を対象にした転用、「届出」は市街化区域を対象とした転用です(次の農地法第5条も同様)。

●農地法第5条関係

農地を買ったり、借りたりして転用する場合

種別	件数	面積
計	101	7万2660㎡
許可	47	5万203㎡
届出	54	2万2457㎡

各種申請

には毎月締め切り日があります。期日を守りましょう。



締切日

申請・届出など	締切日
農地法第3条許可申請	毎月5日 (閉庁日の場合は翌平日)
農地法第4条許可申請	
農地法第5条許可申請	
農地法第4条届出 (市街化区域内の転用)	随時
農地法第5条届出 (市街化区域内の転用)	
農業経営基盤強化促進法による農地の売買・貸借	毎月25日 (閉庁日の場合は翌平日)

4・7・10月は耕起月間です

耕作放棄地の解消・予防を心掛けてください。

農地は、一度遊休地になってしまうと、再び利用するために相当な労力や経費を必要とします。また、病害虫が発生したり、環境へも悪影響を及ぼしたりして、周囲に迷惑を掛けることとなります。

農業委員会では、田植え前の4月、病害虫発生前の7月、雑草の種が飛散する10月を「耕起月間」と定め、

啓発活動を行っています。自分の農地は自分で責任を持って、適正な管理をしましょう。

農業者年金「現況届」の提出をお忘れなく

受付期限は6月28日(金)!

現況届は、農業者年金を受給するために必要な手続きです。農業者年金基金から受給者に送られた現況届に必要な事項を記入の上、提出してください。(平成30年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者の方は、今回の現況届は必要ありません) ●現況届をなくした場合、農業委員会事務局へご連絡ください。

●年金受給者が亡くなられた場合、お近くの農協で手続きをしてください。(印鑑、戸籍謄本、請求者の口座番号の分かるものが必要です)

●現況届の提出がない場合は、年金の支給が一時停止となりますのでご注意ください。

●提出先

農業委員会事務局(市役所内)
赤羽根市民センター
渥美支所市民生活課